

無線従事者養成課程、認定講習課程等の授業形態の拡大に関する見直しについて
(多様なメディアを高度に利用する方法の導入)

1 現状

情報通信技術の進展に伴い、情報通信分野における社員教育や学校、語学等の習得の場においては、e ラーニング等多様なメディアを高度に利用した学習方法が一定程度普及してきていますが、無線従事者養成課程、認定講習課程等においては、これまで集合形式による授業形態が前提となっていることから、希望する実施場所や日時での受講が困難な場合も想定されます。

今般、総務省はこの状況を踏まえ、無線従事者免許の取得希望者における時間的・場所的拘束に関する負担の軽減が期待できるほか、クラウドコンピューティング等を活用することにより当該養成課程等を実施する者の負担が軽減され、民間参入の機会の拡大も期待できることから、当該養成課程等について、多様なメディアを高度に利用する方法による実施が可能となるよう、授業形態の拡大に関する見直しを行うこととしました。

2 授業形態の拡大の対象

今回の見直し案における対象は、次のとおりです。

(1) 養成課程及び認定講習課程

授業の内容を、インターネット等を利用して配信する又は電子教材を使用することにより、受講者の自宅など、授業を行う教室以外の場所で受講できる方法を可能とします。

(2) 長期型養成課程、国家試験の一部免除認定校及び科目確認校

総務大臣の認定を受けようとする又は認定を受けた学校等に関して、e ラーニング等による単位履修が可能であることを明示します。

(3) 主任講習

講習の内容を、あらかじめ公示する期間内に、インターネットを利用して配信すること等により、受講者の自宅など、講義を行う場所以外で受講する方法を可能とします。

なお、長期型養成課程、国家試験の一部免除認定校及び科目確認校については、授業形態に関係なく、学校等の教育課程に対して認定を行うものであるため、見直しを行う必要性はないものと考えます。

3 想定している利用形態

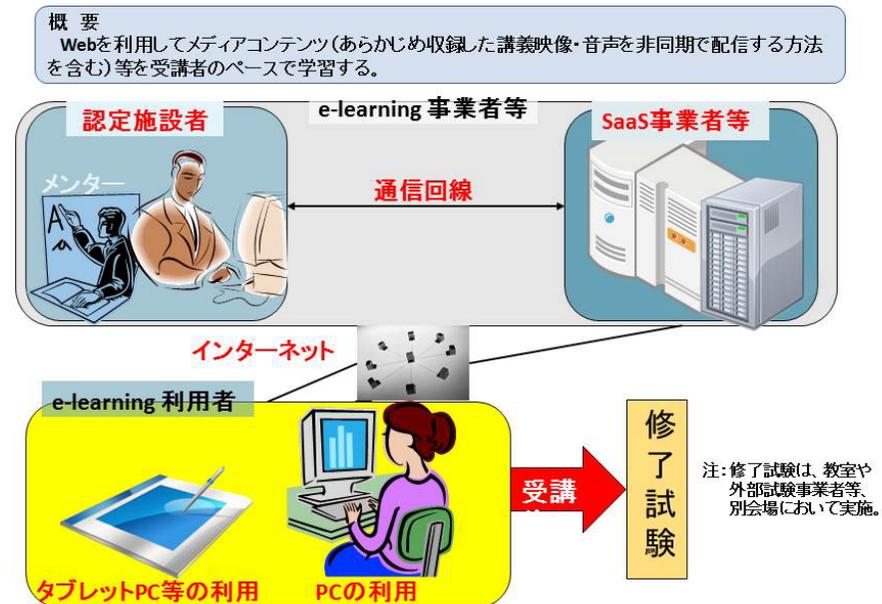
「多様なメディアを高度に利用する方法」は、授業の内容をインターネット等の電気通信回線を通じて送信すること等により、対面以外の方法により行うものとします。

想定している利用形態は、次のとおりです。

■想定している利用形態

利用形態	内 容
WBT (Web Based Training)	Web を利用してリッチメディアコンテンツ等を受講者のペースで学習する方法
VOD (Video on Demand)	あらかじめ収録した講義映像・音声を非同期で配信する方法

■多様なメディアを高度に利用する方法のイメージ (WBT及びVOD)



4 見直しの内容

現在の授業形態は、講師との対面による集合形式のものを想定していることから、場所や時間にとらわれず、受講者のペースで学習する多様なメディアを高度に利用する方法 (WBT及びVOD) による実施を可能とするため、授業時間、教科書等のあり方について見直しを行います。

4-1 授業時間

受講者のペースで学習する（受講者の理解度により授業時間が異なる）WBTについては、現在の集合形式による授業時間と同等の授業時間の学習を必要とする内容をもって授業内容を構成するものとし、その時間は、次のとおりとします。

また、1日の講習時間は設けず、受講者は、受講期間内に上記学習内容を受講するものとします。

(1) 養成課程

対象資格	授業時間
第三級海上無線通信士	154 時間
第四級海上無線通信士	88 時間
第一級海上特殊無線技士	39 時間
第二級海上特殊無線技士	13 時間
第二級海上特殊無線技士（注）	7 時間
第三級海上特殊無線技士	6 時間
レター級海上特殊無線技士	5 時間
航空無線通信士	100 時間
航空特殊無線技士	18 時間
第一級陸上特殊無線技士	54 時間
第二級陸上特殊無線技士	9 時間
第三級陸上特殊無線技士	6 時間
国内電信級特殊無線技士	205 時間
第三級アマチュア無線技士	16 時間
第三級アマチュア無線技士（注）	7 時間
第四級アマチュア無線技士	10 時間

注 受講資格の下位の資格を有し、選抜試験に合格した者を対象とする短縮コースの資格に該当するもの。

(2) 認定講習課程

対象資格 (注)	講習時間
第三級海上無線通信士	63 時間
第四級海上無線通信士	70 時間

注 営利を目的とした実施を可能としている資格

(3) 主任講習

講習対象分野	講習時期	講習時間
全分野（航空、海上及び陸上）において可	指定講習機関が公示する時期	6 時間以上

4-2 教科書について

電子教材による授業を可能とするため、教科書（電子版）の要件等は、次のとおりとします。

(1) 養成課程

標準教科書 (注) の仕様	標準教科書の内容	備考
平成5年郵政省告示第553号に規定する資格の科目ごとに電磁的記録方法により作成され、当該告示の科目に関する詳細な内容が網羅されていること。	初学者にも分かりやすい内容で記述され、講義に要する程度（※）が配慮されたものであること。	※ A 重点的、B 普通、 C 簡単
受講漏れがないように受講済の項目を把握できる機能等、授業内容の進捗状況を管理できるものであり、教科書又はコンテンツとして、システム全体と接続した場合においてもその機能が不具合なく動作可能であること。	章立ての授業内容として、あらかじめ講義のポイント（特に重点的に講義する必要がある内容）について明示させ、事前学習が可能ないように配慮、又はその機能（対話式機能）を付加していること。	当該機能は PC 用ソフトウェアにおける操作・機能の習熟のためのディスクと違い、別個のものでなく、電子版標準教科書の一部として、同一ディスク内に格納されていること。

注 平成8年郵政省告示第155号で定めるもの。

(2) 認定講習課程

<使用する教材等>

- 平成 24 年総務省告示第 号 (※) の別表第 1 号から第 7 号までに掲げる資格区分に対する講習科目及び関連する講習項目を満足すること。

※ 平成 24 年 1 月中旬頃に公布される見込みです。

(関連報道資料 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_01000037.html) の別添 3 参照)

- 受講漏れがないように受講済の項目を把握できる機能等、講習内容の進捗状況を管理できるものであり、教科書又はコンテンツとして、システム全体と接続した場合においてもその機能が不具合なく動作可能であること。

(3) 主任講習

無線従事者規則別表第 24 号に掲げる講習の区分の科目ごとの電子教材を用いること。

4-3 履修・修得状況及び理解度の確認等

集合形式(面接等)の授業に相当する授業効果を確保するためには、受講生の履修・修得状況及び理解度の確認を行うとともに、受講生の質問に的確に対応できるような仕組みが必要であり、その内容は、次のとおりとします。

<養成課程、認定講習課程及び主任講習共通事項>

履修・修得状況の確認方法	理解度の確認方法	受講者の質問対応
システムの機能又はメンター(学習意欲を持続させるために、学習者の支援をする者)を配置することにより確認するものであること。	模擬試験等の方法により確認を行うものであること。	授業内容に関する受講者からの質問に対して、講師又はチューター(学習面で必要な指導や助言をする者)が受講に支障が出ないよう対応できるものであること。 なお、チューターを配置する場合は、講師と同等の資格要件を満たすものとする。

4-4 その他

その他授業の適正な実施に必要な事項について、次のとおりとします。

<養成課程、認定講習課程及び主任講習共通事項>

使用する	外部委託	情報セキュリティ対策	修了試験の方法
------	------	------------	---------

電子計算機			(養成課程及び認定講習課程に限る。)
認定施設者のシステムサーバーとインターネット等の電気通信回線を利用して接続可能なものであること。	講習の実施に係る業務及び責任の範囲が明確になっていれば、SaaSなどのクラウド事業者、ASP事業者等(外部試験事業者等も含む。)の外部への委託も可能とすること。	認定施設者(外部委託事業者を含む。)、ネットワークについて、十分なセキュリティ対策(障害が発生した際の対応策を含む。)が講じられていること。(注)	<ul style="list-style-type: none"> 集合形式又は外部試験事業者等により実施するものとし、外部試験事業者等により実施する場合は、本人確認を特に厳格に行うものであること。 試験問題を外部に持ち出すことができないよう措置が講じられていること。 他の受験者から試験の実施内容が見えないよう厳格な隔離措置が講じられていること。 受講期間内に実施するものであること。

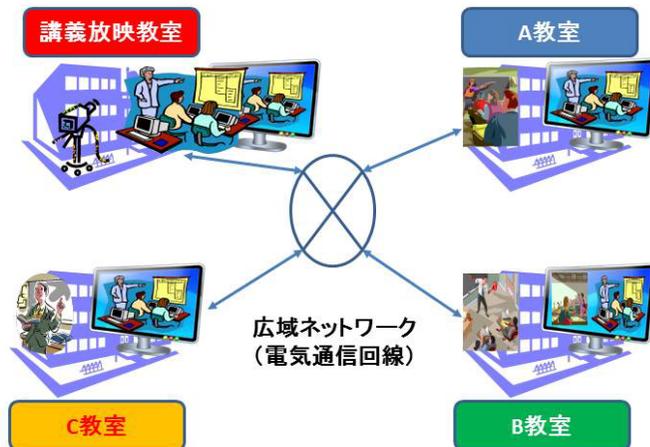
注 例えば、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)を満足している等

5 その他の授業形態

授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により、当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法(TV会議システム、リアルタイム双方向遠隔講義及び衛星通信を利用した遠隔講義)については、現行の規定により対応可能と考えています。

① TV会議システム及びリアルタイム双方向遠隔講義

概要
遠隔多地点間(教室等)を電気通信回線を利用して接続し、双方向(同期型の場合を含む)で講義を行う方法。

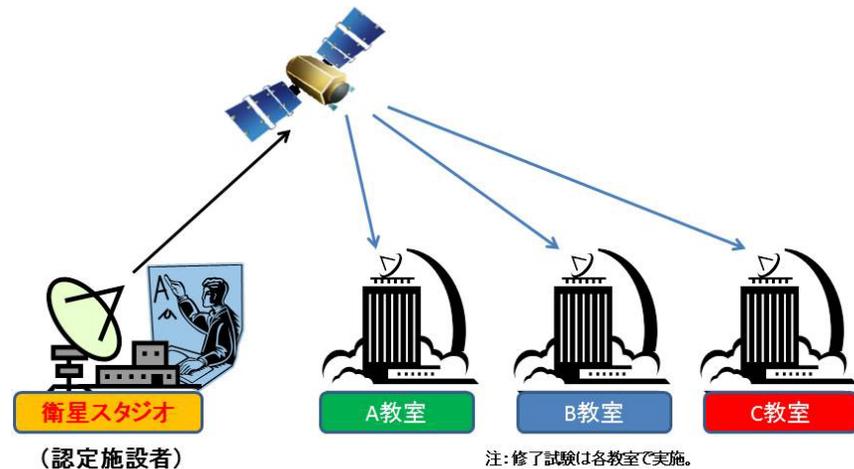


注: 修了試験は各教室で実施。

- ・TV会議システム: 遠隔多地点間を接続し、双方向でセミナーや会議を行う方法
- ・リアルタイム双方向遠隔講義: 遠隔教室間を接続し、同期型かつ双方向で遠隔講義を行う方法

② 衛星通信を利用した遠隔講義

概要
通信衛星の電気通信回線を利用して講義を広範囲・同報的に行う方法。



注: 修了試験は各教室で実施。